第131号議案

関連資料

《関連資料》

意見の内容及び意見に対する考え方について

令和7年2月4日 四日市市都市計画審議会

意見の内容 意見に対する考え方

①【都市計画(北勢バイパス本線)に関すること】

四日市市の景観資源である鹿化川桜並木や三滝川の河川景観等を守るため、北勢バイパス整備において、以下の対案を提案する。 ・鹿化川の橋梁の橋桁と欄干を薄く低くする。

- ・鹿化川左岸の盛土構造を橋梁構造に変更し、橋梁の橋桁と欄干を薄く低くする。
- ・本線とランプの三滝川の橋梁の橋桁と欄干を薄く低くし、国道1号の三滝川橋梁(四日市橋)と同様の構造を採用する。

添付資料1 (変重安の凡例) :ランプ線 : 関連道路 (新設市道等) 步道 ○三滝川の河川景観等を守るため、以下の対案を提案 ・本線とランプ線の三滝川の橋梁の標桁と爆干を薄く 低くし、国道1号線の三滝川橋梁(四日市橋)と 同様の構造を採用する。 ○鹿化川桜並木の景観を守るため、以下の対案を提案 ・鹿化川桜並木の景観を守るため、以下の対案を提案 ・鹿化川の橋架と欄干を薄く低くする。 ・鹿化川左岸の盛土構造を橋梁構造に変更し、鹿化川 の橋梁と欄干を薄く低くする。

北勢バイパス高架部の構造については、経済性や施工性等を鑑み、計画しておりますが、鹿化川左岸の盛土構 造は、当初より構造は変更しておりません。

なお、北勢バイパスの橋梁については、関係法令等を踏まえた景観に配慮した計画となるよう検討してまいりま

②【都市計画決定の手続きに関すること】

1.国・県・市は、都市計画案の北勢バイパス側道について異常な道路線形を地域要望としているが、三滝台自治会ではその議論はされていな い。側道の道路線形には地域合意がなく、一から議論を行うべきである。

2.国・県・市は、北勢バイパス建設に伴う協議委員会で側道の不便な道路線形を決定したと説明しているが、その内容は地域住民に公開され ていない。このような秘密会議での決定は地域の総意ではなく、側道の道路線形は一から議論を行うべきである。

3.国・県・市は、地域住民と協議を重ねたとしているが、実際には意見交換や具体的な回答がなく、地域合意も得られていない。側道の道路線 形は一から議論を行うべきである。

4.原案説明会の意見に対する国・県・市の回答は不十分で、地域での議論が完了していないため、側道の道路線形については、都市計画案を 決定せず、議論を継続すべきである。

5.国・県・市は地域住民と協議を重ねたとしているが、側道に関する説明はほとんどなく、住民の理解は進んでいない。この状態で都市計画手 続を進めるべきではなく、側道に関しては説明会からやり直すべきである。

6.「側道をランプにつなげると通過交通が増える」というデマを基にした都市計画案は誤りであるため、国・県・市は正しい情報を提供し、側道の 計画を再考すべきである。

7.北勢バイパス側道の計画は一部の住民との密室交渉で進められ、協議内容は公開されていない。意見や技術的問題は無視され、都市計画 案の内容は「最小の費用で最大の効果」に反し、公開の場での市民討論を欠いている。本意見書の内容を都市計画審議会で十分に議論する よう求める。

都市計画原案の作成にあたっては、今回都市計画の変更を行う北勢バイパスが通過する自治会で構成された神 前、川島、四郷、小山田、内部の5地区の連合自治会を中心として協議・検討を進めてきております。

また、三滝台自治会が属する川島地区連合自治会では、北勢バイパスの建設にあたり住環境をはじめとする多く のご意見があるため、これらの地域の意見の集約をできる限り図ることを目的として設置された、川島地区連合自 治会長や川島地区役員などで構成する「北勢バイパス建設に伴う協議委員会」をはじめ、各自治会の役員や地域 住民まで展開し検討を進めてきております。

この過程では、本線の車道、歩道だけでなく都市計画変更範囲外の関連道路(「関連道路」とは、北勢バイパス整 備に伴う新設市道・付替市道をいう。以下、同様。)の計画についても明記された図面等を用いて協議・検討を進め てきたものと認識しております。

平成30年以降では、関係する5地区の連合自治会や川島地区の協議委員会、各自治会等において、少なくとも 32回もの協議等の機会を設け、検討を進め、令和6年7月及び8月の5地区の自治会長会議への都市計画原案に 係る計画内容の説明では、それらの内容に対して異論はありませんでした。

こうした経緯で原案がとりまとまったことから、今回の計画案の都市計画手続を進めるにあたり、都市計画法の趣 旨に則り、令和6年10月2日から同月9日にかけて5日間にわたり、関係住民等を対象にした説明会を開催し、計 画がイメージできる動画や詳細な平面図、縦断面図等もご覧いただく機会を設け、広くご意見を伺うとともに、いた だいた意見の要旨及び回答については、北勢国道事務所のウェブサイトに掲載しております。

今後も事業を進めるにあたり、引き続き、丁寧な説明と意見交換に努めてまいります。

No.	意見の内容	意見に対する考え方
③【その他 計画(北勢バイパス本線)以外に関すること】		
3	稲田川の上流を北勢バイパスが通るようになると、下流は川幅が狭いため、年に1度か2度は大雨が降ると川の氾濫が起きるような時がある。そのため、道路が建設されると今以上に水量が多く流れてくると思われるため、雨水対策をしっかり行って頂きたい。	必要に応じて、調整池を整備する等の道路雨水対策を講 ずるよう検討してまいります。
4	北勢バイパスが北小松町内に南北に建設されることにより東西に敷設されている道路や排水溝は寸断される。これらは地元民にとって生活や農作業に大きな影響がある。周辺の道路や排水溝の詳細設計に入る前には地元要望を聞く機会を設けていただきたい。	道路や水路の機能復旧については、地域や各施設の管理者とも調整しながら引き続き検討を進めてまいります。
5	北小松町内の真慧上人(しんねんしょうにん)旧跡について、100年ほど前から多数の地元関係者が毎年12月に開催される式典のため草刈り等を実施し管理してきている。また式典にも多くの町民が 参拝している。北小松地区の歴史的な遺産でもあるため、(北勢バイパスの)建設工事にあたり、将来にわたって旧跡の歴史を伝えていけるように適切な場所に石碑等の移設をしていただきたい。	真慧上人(しんねんしょうにん)旧跡の石碑等の移設につきましては、地域や各関係者とも調整しながら引き続き検討を進めてまいります。
6	北小松地区は洪水時に3m以上浸水することがハザードマップに示されている。近年、道路を避難施設とする考えもあるようであるため、ハザードマップを考慮した道路設計をお願いしたい。	洪水時の避難経路等につきましては、地域や各関係者とも 調整しながら引き続き検討を進めてまいります。
7	特に住んでいる所について、近日中にも詳細な説明を要望する。	事業実施にあたっては、今後も、引き続き丁寧な説明を進めてまいります。
8-1	【北勢バイバス側道、関連道路等について】 都市計画案で示された北勢バイバス側道(関連道路(新設市道等))は、以下の欠陥がある。 1.遠回りで有かった後。 北勢バイバス側道の北終点交差点から国道477号との交差点までは、直線距離で約125mであるが、都市計画案では東回りで約550m、西回りで約500mの迂回を強いられる。これにより、運転者はストレスから速度を上げる可能性が高く、交通事故のリスクが増大する。不必要な遠回りは交通事故の危険性を高める。 2.分かりにくい 国道477号を利用して川島地区へ帰る場合、都市計画案では、暗くて分かりにくい農地の市道を通る必要があり、特に雨の夜は市道と国道477号との交差点を見つけることは困難である。北勢バイバス本線等から国道477号を介する複雑なルートは不便で、市民を混乱させる。誰にでも分かりやすい道路線形が必要である。 2.8代で33年 添作がは337月 125m	ていることを踏まえ、地下式に変更した本線上部空間を利用し沿道施設との離隔距離を確保することで環境面に配

意見の内容 意見に対する考え方 ③【その他 計画(北勢バイパス本線)以外に関すること】 【北勢バイパス側道、関連道路等について】 3.災害時に脆弱で救援活動等を阻害 川島地区の災害時救援拠点等は対岸の神前地区にあり、北勢バイパスランプが重要であるが、都市計画案では救助車両等が迂回を強いられ、30秒で済む区間が3分以上かかる。これにより救命活 動が遅れ、「防災活動妨害道路」となる。なぜ複雑で遠回りな経路が必要なのか。 4.北勢バイパスの効果を毀損 北勢バイパスは利便性向上や渋滞混雑緩和を目指しているが、現在の都市計画案の川島地区の側道の計画では農地を迂回する必要があり、時間短縮効果が損なわれている。 中消防署中央分署 添付資料1 神前地区 8-2 8-1のとおり 川島地区 【北勢バイパス側道、関連道路等について】 5.国道477号線の渋滞と事故リスクを増大 都市計画案では、北勢バイパス整備に伴い国道477号に3ヶ所の交差点が新設・改良され、交通渋滞と事故のリスクが増大する。この計画は主要幹線道路の機能を損なう問題がある。 添付資料1 南北方向の交通 8-3 8-1のとおり 信号が3つ連続し渋滞 3ヶ所の新たな交差点 東西方向と南北方向の交通が国道 477 号線で輻輳 新たな渋滞個所に 三滝台 2ヶ所の交差点を1ヶ所に統合 東西方向の交通 15 EX 10 大井手 【北勢バイパス側道、関連道路等について】 6.通過交通削減が困難 都市計画案では北勢バイパス側道の通過交通削減が困難である。小生町の市道小生川島線は通学路であり、三滝台・川島東部の市道三滝台3号線等は生活道路や通学路として利用されており、 安全確保のためには通過交通を他の道路に転換する必要があるが、新設される付替市道・新設市道は利便性が低く効果がない。その結果、通過交通が地区内の生活道路を経由しながら、市道小 生川島線に集中し、子ども達や住民の安全が脅かされる。 添付資料1 添付資料2 拡幅・交差点改良 拡幅・交差点改良 8-4 8-1のとおり / 解決策 青

 No.
 意見の内容

③【その他 計画(北勢バイパス本線)以外に関すること】

【北勢バイパス側道、関連道路等について】

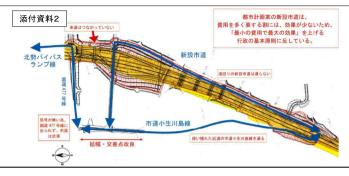
7.行政の基本原則「最小の費用で最大の効果」に反している

行政の基本原則「最小の費用で最大の効果」に反しているため、北勢バイパス側道の計画は効果的ではない。通過交通の排除と利便性向上を目指すならば、より効率的な道路線形を議論する必要 がある。対案では整備距離が少なく費用も抑えられる。

都市計画案の北勢バイパス側道は、本線と逆方向に配置され、分合流ができない計画であり、通過交通の削減効果がない。この異常な道路線形は住民の移動や救援活動を妨げるため、見直しが 必要である。







8-1のとおり

【北勢バイパス側道、関連道路等について】

都市計画案で示された北勢バイパス側道の問題点を解決する対案を提案する。

1.側道の平面線形について

三滝台トンネル北側:南行き側道は松本街道上空北側でランプから分岐し、本線の東側に配置。南行き新設市道は松本街道上空南側でランプ分岐後の側道の東側に配置し合流。 北行き側道は本線の西側に配置。

添付資料2

- ・三滝台トンネル上部:トンネル上部を通り、南行き側道と北行き側道を隣接配置。市道小生川島線や市道陽光台31号線と平面交差。
- ・三滝台トンネル南側:南行き側道を本線の東側、北行き側道を本線の西側に配置し、土地改良区東西道路まで整備。

2.側道の縦断線形について

添付資料1

9-1

- 三滝台トンネル北側:国道477号と平面交差後、ランプは松本街道上空北側で本線と同じ高さに達し、近鉄湯の山線南側までほぼフラットとなる区間でランプと側道を合流する。(縦断勾配0.320%)
 新設市道は南へ上り、松本街道上空南側で側道と分合流する。(縦断勾配2.985%)
- ■三滝台トンネル上部:都市計画案と同様に、本線トンネル上部に側道を整備。

製バイバス側道の対案 (三道会トンネルを集) (明確の20所統形について

・三滝台トンネル南側:トンネル南坑口から南へ計画高を下げ、本線と同じ高さで鹿化川上空を通過し、土地改良区東西道路と平面交差する。本線と側道の計画高が同じため、緊急時に使える臨時 渡り線を設置。

 都市計画案の修正を求める対案では、川島地区への物理的な距離の短縮が認められるものの、松本街道から湯の山線までの区間で関連道路をランプに合流させる場合、ランプに対し、本線及び関連道路の両側から同時合流が可能な形態となり、交通が輻輳するため、安全な交通処理を考えた計画とは言い難いと考えます。

本線とランプの分流区間を過ぎた松本街道北側の区間で 関連道路をランプに合流させる場合においても、ランプの 縦断曲線が緩勾配である区間が短く、視認性等の安全性 の確保に支障が生じるおそれがあります。

さらに、対案でのランプ両側に並走する関連道路は一方 通行で、本線トンネル上部付近で各車線が合流する計画 ですが、それに至る周辺の接続道路との取り付きが分かり にくく、安全な交通処理が困難と考えられます。

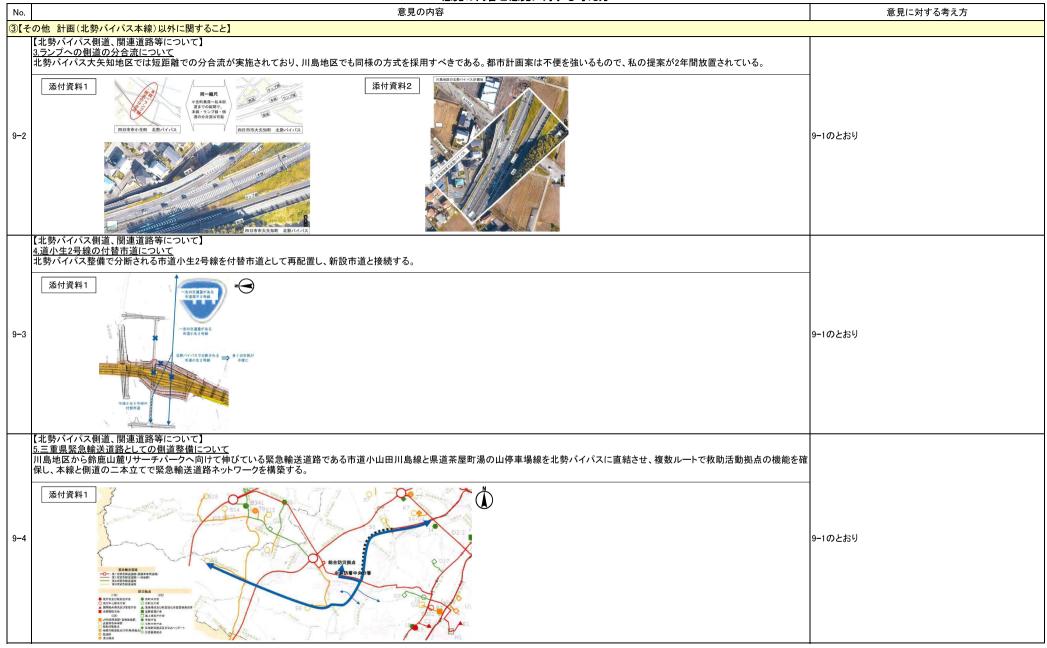
また、関連道路を一方通行により分けて整備することで、 必要な用地や橋梁の整備等も増加することに伴い、経済 性等の観点でも不利であると考えます。

以上のことから、ランプに直接関連道路を接続する対案 は望ましくないと考えます。

なお、関連道路の計画の川島地区南側(土地改良区東西道路)までの延伸については、変更案では周辺の集落道路における安全性等を鑑み、これらへの接続を行わない計画とし、北勢バイパス整備に伴い影響する区域内において、関連道路、市道小生川島線ともに歩道を整備し、歩行者への安全性にも配慮した計画としております。

その他の道路ネットワークの構築や三滝台の団地内道路施策等のご意見については、今後事業を進めるにあたり、参考ご意見として承り、今後も引き続き、いただいたご意見やご要望に対して、協議委員会や各自治会などへの丁寧な説明と意見交換に努めてまいります。

BECENBER



意見の内容 意見に対する考え方 ③【その他 計画(北勢バイパス本線)以外に関すること】 【北勢バイパス側道、関連道路等について】 6.通学路としての側道整備について 北勢バイパス側道として土地改良区東西道路まで市道小生川島線を整備し、川島小学校への通学路とすることで、安全性を向上する。 7.環状1号線渋滞対策としての側道整備について 北勢バイパス側道をランプと直結することで、環状1号線の渋滞緩和と浮橋住民の利便性向上につながる。浮橋地域の主要道路(市道川島77号線)の交通量増加による沿道宅地への影響は少ない と考えられるが、三滝台では幹線道路沿いの通過交通に対する対策が必要である。 添付資料1 添付資料2 国道 477 号パイパス線 9-5 9-1のとおり 三流台 深橋 日市市 【北勢バイパス側道、関連道路等について】 3.三滝台3号線の車線構成変更と側道の道路線形について 三滝台の主要道路の三滝台3号線の通過交通削減には、北勢バイパス側道の歪な計画ではなく、「ゾーン30プラス」などの速度制限対策が適切である。この提案を検討し、正しい都市計画を行うべき である。 対案の採用による効果は以下のとおりと考えている。 1.付替市道新設市道の終点から国道477号までの移動距離を都市計画案よりも移動距離を短縮し、分かりやすいルートにより交通事故リスクの減少や救急車両の迅速な救援活動等を可能にする。 2.三滝台トンネル事故時の迂回路として側道を利用できるようにすることで、有事のリダンダンシーを確保できる。 3.鈴鹿山麓リサーチパークから北勢バイパス側道までの経路が確立され、郊外同士の移動が円滑になり、四日市市の成長戦略に寄与し、緊急輸送道路としても機能する。 4.北勢バイパス側道のランプへの直結や周辺道路網の整備により、既存道路の渋滞緩和や郊外拠点の整備、災害時のリダンダンシーが強化される。 5.道路ネットワークの構築により生活道路から通過交通が排除される。 6.国道477号への新たな交差点が1ヶ所となることで、国道477号の渋滞と危険性を緩和するとともに、川島地区から国道477号バイパスへのアクセスが簡便になることにより、国道477号への交通量増 加を防ぎ、安全かつ迅速な交通が確保される。 7.既存道路の改修を最小限に抑え、費用対効果の高い道路整備が実現されるため、都市計画等の観点からも採用すべきである。 9-6 9-1のとおり 道路管理者による物理的デバイス設置 添付資料1 添付資料2 NO111027 NO.11027 速度抑制対策 三滝台3号線の車線構成(四日市公開型GIS) 路面をなめらかに盛り上げ、30km/h 以上の速度で走行する車両の運転者 一定区間の道路を直轄的に提出 車両の速度を抑制する構造です。 国土交通省「生活道路の交通安全対策ポータル」ー「施策紹介」 「警視庁」「ゾーン30の整備について」-「ゾーン30とは?」 浮槽